

(仮称) 第2期君津地域広域廃棄物処理事業について

市民環境部

1 事業の進捗状況について

木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会（以下「協議会」という。）では、廃棄物処理を共同事業として進めるため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条の規定により、令和元年9月4日に（仮称）第2期君津地域広域廃棄物処理事業を特定事業として選定し、同法第11条第1項の規定に基づき、特定事業の選定にあたっての客観的評価を公表した。

その後、令和元年9月9日に公募説明書を公表し、令和元年12月23日から24日までに提案書類の受付を行った。

進捗状況の詳細については、以下のとおりである。

	日 程	事 項
(1)	令和元年 9 月 9 日 (月)	募集要項 (第 1 部) の公表
(2)	令和元年 9 月 18 日 (水)	募集要項 (第 1 部) のうち資格審査に関する質疑の受付締切
(3)	令和元年 9 月 25 日 (水)	募集要項 (第 1 部) のうち資格審査に関する質疑への回答の公表
(4)	令和元年 9 月 25 日 (水)	その他の募集要項 (第 1 部) に関する質疑の受付締切
(5)	令和元年 10 月 9 日 (水)	その他の募集要項 (第 1 部) に関する質疑への回答の公表
(6)	令和元年 10 月 9 日 (水)	資格審査申請書類の提出締切
(7)	令和元年 10 月 23 日 (水)	資格審査結果の通知 募集要項 (第 2 部) の配付
(8)	令和元年 11 月 13 日 (水)	募集要項 (第 2 部) に関する質疑及び個別質疑の受付締切
(9)	令和元年 11 月 27 日 (水)	募集要項 (第 2 部) に関する質疑回答及び個別質疑への回答の公表
(10)	令和元年 12 月 23 日 (月) ～24 日 (火)	提案書類の提出
(11)	令和 2 年 1 月 ～令和 2 年 2 月	基礎審査の実施
(12)	令和 2 年 2 月 ～令和 2 年 3 月	非価格要素及び価格要素の審査
(13)	令和 2 年 3 月	総合評価の実施
(14)	令和 2 年 3 月 23 日	優先交渉権者の決定

2 優先交渉権者の決定について

令和2年3月17日に開催された第2期君津地域広域廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において、提案書類の総合評価が行われ、協議会に対し答申書が提出された。総合評価の詳細は以下のとおりである。

区分	日鉄エンジニアリング株式会社グループ	配点
非価格要素点	41.730点	60点
価格要素点	40.000点	40点
民間提案に対する加点	5.000点	5点
合計得点	86.730点	105点

委員会からの答申を受け、令和2年3月23日に協議会を開催し、優先交渉権者を決定した。

(1) 優先交渉権者

事業者名	日鉄エンジニアリング株式会社グループ
代表企業	日鉄エンジニアリング株式会社
構成企業	鹿島建設株式会社 株式会社広築 日鉄環境プラントソリューションズ株式会社 株式会社市川環境エンジニアリング
協力企業	—
建設地	千葉県富津市新富21番3
提案価格	74,600,000,000円（税抜き）

※提案価格とは、事業者による提案時の価格であり、契約金額ではない。

今後、契約詳細の協議を行い、契約金額を決定する。

(2) 事業概要

優先交渉権者が提案する事業概要は、別添1のとおり。

(3) 事業用地

優先交渉権者が提案する事業用地は、別添2のとおり。

3 経費削減に向けた検討について

優先交渉権者から提出された提案書類において、現事業と同様に次期事業についても優先交渉権者のグループ会社から排出される事業系ごみ（一部産業廃棄物扱いを含む）を受入れ、処理することにより、自治体処理委託単価の低減を図れる内容の提案（オプション提案）が示された。

この提案の中では、一般廃棄物及び産業廃棄物となる事業系ごみを年間2,520t程度見込み、これらのごみを受入れることにより得られるコストメリットは、20年間で約8億円程度と見込んでいる。

現事業でも受入れているグループ会社の事業系ごみ（一部産業廃棄物扱いを含む）は、梱包用紙くず、木くず、プラスチック、ビニール類といった一般家庭からも出るごみと性状が同じごみである。（同種のごみは一般家庭からも排出されており、一般廃棄物として処理されている。）

今後7自治体では、更なる経費削減に向け、現事業でも受入れている事業系ごみを受入れることで、施設の利用効率の向上や発電量の増加を期待でき、公共サービスの効率化につながることから、受入れを行うことを前提に検討していく。

4 今後の予定について

今後、契約詳細の協議を行い、仮契約を締結後、令和2年9月議会での審議を経て事業契約の締結を予定している。

- | | |
|---------------|------------------|
| (1) 基本協定の締結 | 優先交渉権者の決定後速やかに |
| (2) SPC の設立 | 優先交渉権者の決定後速やかに |
| (3) 契約詳細の協議 | 令和2年3月下旬～ 令和2年9月 |
| (4) 事業説明会 | 令和2年5月下旬 |
| (5) 事業契約の締結 | 令和2年9月 |
| (6) 環境影響評価の開始 | 令和2年9月 |
| (7) 操業開始 | 令和9年4月 |